

令和8年度船橋市会計年度任用職員募集要項
子どもの進路選択支援員（心理発達相談員）

事業概要

貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護受給世帯の子どもが、「自分らしく生きる」ことができるように多様な進路選択において、家庭環境等の事情により自分の将来について考える機会が少ない子どもに対して家庭訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択等に関する相談・助言を行うなど、生活保護ケースワーカーと連携して支援を行う。

業務内容

生活保護受給世帯の中学生、高校生及びその保護者に対して、生活保護ケースワーカーと連携して次の業務を行う。

- （１）対象世帯への家庭訪問
- （２）進学や就職等の進路選択に必要な情報の提供や助言
- （３）学習、生活環境等の改善に向けた相談
- （４）市が実施している学習支援事業等への参加勧奨
- （５）学校等の関係機関との連絡調整
- （６）その他、貧困の防止に資すると認められる支援

募集人数

２名

応募資格

次のすべてに該当する方

- （１）心理学の科目を履修し、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士等の資格を有すること
- （２）パソコン操作（ワード・エクセルで記録作成、データ管理等の文書作成）ができること

勤務場所

船橋市役所分庁舎（船橋市湊町２丁目１番４号）

勤務条件

- （１）身 分 会計年度任用職員
- （２）職 種 心理発達相談員
- （３）任用期間 採用日から令和９年３月３１日まで（再任用の場合あり）
ただし、採用後１か月は条件付き採用（地方公務員法第２２条の２第７項による）

- (4) 報酬の額 時給 2,489円
※通勤手当及び期末勤勉手当（支給条件あり）
- (5) 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝休日、年末年始を除く）のうち
3日（シフト制）
- (6) 勤務時間 9時から19時の間（休憩60分）で実働6時間勤務
（シフト制）
※ただし、必要に応じて時間外勤務あり
- (7) 休日 土曜日及び日曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
12月29日から翌年1月3日までの日
※ただし、支援の状況により年に数回休日の勤務あり
- (8) 有給休暇 市の規定に定めるところによる
- (9) 社会保険 健康保険、雇用保険の適用なし

応募方法

- (1) 申込期限 令和8年5月20日（水）
- (2) 受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで（土日祝休日を除く）。
- (3) 申込方法 電話連絡の上、下記申込書類を持参又は郵送してください。
書類選考の後、面接を行います。
- (4) 申込書類 ①履歴書
②応募要件に係る資格者証の写し
③小論文
テーマ「生活保護受給世帯の子ども（中学生及び高校生）
が自分で進路を選択し、自分らしく生きることができるようになるために、本事業においてあなたができること・やりたいこと」
800～1,200字以内、A4サイズで書式自由、パソコン等による作成可
※本事業については別添資料FAQをご参照ください。
- (5) 提出先 〒273-8504 船橋市湊町2丁目1番4号
（船橋市役所分庁舎）
船橋市健康福祉局福祉サービス部生活支援課
- (6) 連絡先 〒273-8504 船橋市湊町2丁目1番4号
船橋市健康福祉局福祉サービス部生活支援課
担当 鈴木（智）、矢川
電話 047（436）2360
E-mail seikatsushien@city.funabashi.lg.jp